

令和8年9月1日
教 育 指 導 課

いじめの重大事態の調査における調査結果報告について

1 主旨

教育委員会では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、及びいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省作成。以下「ガイドライン」という。）等に基づき、いじめ問題への対応を進めてきた。この度、いじめの重大事態調査を行っていた事案について調査が終了したため、その結果を報告する。

2 いじめの重大事態調査について

法第28条により、いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、または児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときをいじめ重大事態とする。いじめ重大事態が発生した場合は、学校の設置者（教育委員会）又はその設置する学校は、速やかに、教育委員会又は学校の下に当該重大事態を調査する組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

3 報告内容

いじめの重大事態調査における調査結果について、別紙1・2のとおり。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年9月 区ホームページにて公表

【R8 小 02-03】区立小学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第 1 事案の概要

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 2 調査組織及び調査期間

弁護士 2 名、公認心理師 1 名、合計 3 名の委員で構成された第三者委員会方式にて、調査を行った。調査期間は、令和 6 年 8 月 3 0 日から令和 7 年 8 月 2 7 日までである。

第 3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法第 2 条におけるいじめの定義を採用した。

第 4 事実経過を踏まえた検証

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 5 当該事案に係る学校の対応についての検討

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 6 再発防止策

- 1 事実確認→見立て→手立てのステップの再確認と、その妥当性の確保
- 2 子どもの最善の利益の観点から、現実的で持続可能な解決策を模索すること
- 3 関係保護者との間で共通認識を涵養すべき事項に関する、本質的な対話力の向上
- 4 子どもたちの心的外傷に関する基本的知識と適切なケアの方法の習得
- 5 上記 1～4 に関する教職員研修の充実
- 6 現実の事案で活用できるスクールカウンセラーの配置
- 7 迅速かつ円滑ないじめ重大事態調査実施体制の構築

【R8 小 03-04】区立小学校におけるいじめの重大事態に関する調査報告書（概要版）

第 1 事案の概要

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 2 調査組織、調査期間及び方法

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 3 いじめの定義等

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 2 条における、いじめの定義を採用した。

第 4 事実経過を踏まえた検証

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 5 当該事案に係る学校の対応についての検討

いじめの重大事態の調査に関する調査結果の公表指針

4 公表の例外（2）により非公表

第 6 再発防止策

1 「いじめ」の定義の再確認をすること

本件は、いじめの定義を教職員が正確に理解していれば、実際に学校がいじめを認知した 3 学期ではなく、1 学期の早い段階でいじめとして認知し、いじめとしての対応をすることが可能であった事案であった。

改めて教職員に対し、「いじめ」の定義を確認し、一回限りの暴言であってもいじめに該当するものであり、暴言等が確認された場合には、区の「いじめ防止に向けた手引き」（以下「区手引き」という。）や学校方針に沿った適切な対応を要することにつき、教職員に対し再確認を行う必要がある。

2 学校生活アンケートの回答内容を踏まえたいじめ、いじめ疑い事案の発見を徹底すること

学校生活アンケートについては、「いやなことを言われた」「たたく、蹴るなどの暴

力をふるわれて、いやな思いをした」など、その記載自体から直ちにいじめ又はいじめ疑いがある質問項目が存在する。これらの質問項目に、「ある」との回答が得られた場合には、事実関係を確認の上、区手引きや各学校のいじめ防止基本方針に沿って、いじめへの対応が必要となることを、教職員に対し周知徹底することが求められる。

3 議事録等の記録の保存について

いじめに関する情報の収集・記録・共有は学校に求められる対応であるところ、本件では、学校いじめ防止等委員会など、本件に関係する会議の議事録は残っていなかった。

今後、学校は国方針及び区方針に基づき、いじめに関する情報について議事録の作成など、適切な情報管理を実施するとともに、適切な方法で共有ができるように対応することを求める。

4 学校方針の見直し

学校いじめ防止等委員会は、学校方針では常設かつ定期的な開催をするものとされているが、実際には設置はされているものの臨時的な開催しかされず、いじめに関する情報共有は他の会議体で行われていた。

学校方針と実態が乖離していることを踏まえ、学校は、学校方針のとおり学校いじめ防止等委員会を開催すること又は実際の運用に合わせて当該他の会議体を位置づけるなど、学校方針を変更する必要がある。

5 教育指導課への情報共有に関して

いじめが発生した場合には、区手引きに基づき、教育委員会に対して速やかに所定の様式により報告することとなっている。

本件では、所定の様式による報告は、いじめの認知から約2か月も経過した後になされていた。また、教育委員会が本件を認知した契機も、学校からの情報共有ではなく、保護者らの連名による要望書の提出によるものであった。

これらの点を踏まえ、学校においては、改めて区手引きの内容を確認し、その内容の確実な履践を求めるものである。

以上